大任町結婚新生活支援補助金交付要綱

（目的）

第１条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）新規に婚姻した世帯　令和７年１月１日から令和８年３月３１日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦

（２）住居費　婚姻を機に新たに物件を購入又は賃借する際に係る費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）又は共益費を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

（３）リフォーム費用　婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外）であること。

（４） 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

（補助対象世帯）

第３条 補助金の交付を受けることができる新規に婚姻した世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

（１）夫婦共に婚姻日における年齢が３９歳以下であること。

（２）申請時点における直近の「市町村長が発行する所得証明書」をもとに夫婦の所得を合算した額が、５００万円未満である世帯。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（３）対象となる住居が大任町内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が申請時点で当該住宅の住所となっていること。

（４）他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（５）過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。ただし、町内への転居かつ補助上限額の範囲内の申請に限り、２回目以降の転居を補助の対象とする。

（６）申請日より２年以上町内に継続して居住する意思のあること。

２　前項の規定にかかわらず、令和６年度に大任町結婚新生活支援補助金交付要綱により補助金の交付を受けた世帯であって、要綱第４条に定められた補助上限額（以下「上限額」という。）に交付を受けた補助金の額が達しなかった世帯についても補助金の交付を受けることができるものとする。

（補助金の額等）

第４条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用及び引越費用を合わせた額を対象とし、夫婦いずれかの高い方の年齢が３０歳以上３９歳以下の場合は１世帯当たり３０万円を上限とし、２９歳以下の場合は１世帯当たり６０万円を上限とする。

２　前条第２

項に定める世帯の補助金の額は、住居費（リフォーム費用を除く）及び引越費用の合計額とし、上限額から前年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を上限とする。

３　前２項に規定する補助金の額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　補助期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

５　前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までを補助期間とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大任町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（１）婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

（２）所得証明書

（３）貸与型奨学金の返還額がわかる書類

（４）物件の売買契約書、工事請負契約書（住居費における購入の場合）

（５）物件の賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合）

（６）住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費における賃貸借の場合）

（７）引越しに係る領収書（引越費用）

（８）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２ 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、大任町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の認定申請）

第６条　令和７年度中に補助対象費用の支出がない補助対象世帯で、令和７年度に交付認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、大任町結婚新生活支援補助金認定申請書（様式第４号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和８年３月３１日までの間に町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（１）婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

（２）所得証明書

（３）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定することが適当であると認めるときは、大任町結婚新生活支援補助金認定通知書（様式第５号）により認定申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第７条　前条第２項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに大任町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第６号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、大任町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第７号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第８条　第６

条第２項又は前条第２項の通知を受けた者は、速やかに大任町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前条の規定による申請があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（３）この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第１０条　補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第１１条　町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２ 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

　（失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第５条若しくは第７条による交付の決定を受けた者、第６条により認定を受けた者又は第９条に該当する者に対するこの要綱の規定については、同日後も、なおその効力を有する。